

北海道奈井江商業高等学校 学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月
(令和 5 年 10 月改訂)

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本理念

奈井江商業高校では「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること」を基本理念とし、奈井江町をはじめとする地域との連携、少人数だからできる防止策を行っている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。(北海道いじめ防止基本方針より)

いじめを受けた生徒にも、何らかの原因や責任がある。という考え方はあってはならない。いじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。

また、発生したいじめ、発生したいじめにつながるからかいや悪口等については関係者相互の連携の下、早期発見、早期解消する。特に本校に通う生徒は自己肯定感が低い傾向にあり、いじめの芽が大きな事故に繋がる可能性もあるため、早期の対応が必要である。

そして全ての生徒がいじめを行わないよう「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」、「いじめを認識しながら放置してはいけないこと」を、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、からかいや悪口けんか等交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

以上のことを踏まえ、本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に向けて適切かつ迅速に対応するものである。

2 いじめの防止に対する考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、次のようなものが考えられる。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる

- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの要因

- ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るものである。
- イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、生徒だけでなく教職員をはじめとする大人も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

いじめを行う動機には、次のような心理状態が考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに動かそうとする）
- 愉快犯（遊び感覚で楽しい気分を味わおうとする）
- 同調性（強い者に追従する、数の多側についていたい）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して、同じことやそれ以上にやり返したい）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

※ 「いじめ問題」研究報告書「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」
 <東京都立教育研究所（現在：「東京都教職員研修センター」）発行> から引用

(4) いじめ事案の法的措置

警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例

ア 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

イ 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。

ウ 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。

エ 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

オ 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

カ 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

キ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復など他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害を受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長い期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長い期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保し、いじめが解消に至るまで支援を継続する。

「いじめ問題対策チーム」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

3 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、法及び条例に基づき、保護者、地域住民、子育て支援に係る行政、児童相談所等と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる場合、適切かつ迅速に対応する。

(1) 学校の責務

ア 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「地域に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応 に努める。

イ 日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さな

い」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくとする力を育てる。

ウ 生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

エ 生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

オ いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

カ 本校は情報処理科という専門高校であることを大いに活用し、情報化社会で適正な活動を行うための情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

キ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

ク いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

ケ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け（子ども会議等）、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

ア 生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

イ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ問題対策チーム」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

ウ 「いじめ問題対策チーム」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

エ 児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。

オ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校では、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識を持ち、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等のための対策を適切に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考にして学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 学校におけるいじめ対応のための組織

校内に「いじめ問題対策チーム」を組織し、いじめの未然防止といじめの解消に向けて組織的に取り組む。なお、場合によっては、教育委員会、子育て支援機関、福祉機関、医療機関、警察等の関係機関とも連携を図る。

(1) 構成

特別支援教育校内委員会兼いじめ対策委員会を母体として校長、スクールカウンセラーを含めた、教頭、特別支援コーディネーター、養護教諭、教務部長、生徒指導部長、進路指導部長、各学年主任で構成する。

(2) いじめの未然防止及び早期発見に向けた体制

いじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見に努める。具体的な体制図は、別紙 1のとおりとする。

(3) いじめの事案発生から解消に向けた体制

いじめを認知した場合、いじめの解消に向けて組織的に取り組む。なお、重大事態への対応も含まれる。具体的な体制図は、別紙 2のとおりとする。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの予防

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め、互いに支え合うことができるような取組を行い、自己肯定感を育む。また発達支持的生徒指導や不登校の解消、いじめの未然防止教育を推進する。

ア 学習指導の充実

- 規範意識や帰属意識を高め合う集団の形成に努める。
- 言語活動を重視し、コミュニケーション能力を高め、自己肯定感が得られる授業づくりを行う。

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動を通じて、コミュニケーションスキルトレーニング等を行い、望ましい人間関係を育む。
- 地域探究活動を通じて、互いに協力することの大切さを知るとともに、他者理解を深め、互いを尊重する豊かな心を育む。
- ボランティア活動を通じて、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の

一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を育む。

ウ 教育相談の充実

- 面談週間を活用するとともに、日頃から教育相談活動に取り組み、生徒理解を図る。

エ 人権教育の充実

- 人権が持つ価値や重要性を受けとめ、人権尊重の精神を醸成する。
- 講演会等を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを体験的に実感させる。

オ 情報教育の充実

- 日常のビジネス教育を通じて、情報リテラシーに基づいた授業を実践する。
- 講演会等を通じて、ネットワーク社会の特徴を理解させるとともに、情報モラル大切さやネットワーク社会に参画する望ましい態度を実践的に育成する。

カ 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知
- 個別の早期対応
- 学校公開の実施

(2) いじめの早期発見

状況を把握するために定期的な調査を実施するとともに、生徒のささいな変化・兆候に注意しながら、日常の観察や教育相談活動を充実させることにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくる。また、生徒及び保護者へ保健室や教育相談室の利用や関係機関等の電話相談窓口を周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

ア 定期的調査の実施

- 道教委アンケート調査の実施（6月、11月）
- 状況を把握する調査の実施（必要に応じ随時）
- いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の活用

イ いじめを発見するチェックリスト等の活用

- いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙3）
- 教室・家庭でのサイン（別紙4）

ウ 相談体制の整備

- 保健室、教育相談室の利用方法、スクールカウンセラーの活用方法の周知
- 生徒が入りやすい職員室、校長室の工夫
- 関係機関等の電話相談窓口の周知
- 健康観察・教育相談用フォームの活用

エ 情報の共有

- 報告経路の明示・報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継

オ 多様な背景を持つ生徒への対応

- 特別支援教育パートナーティーチャーター派遣事業の活用
- ヤングケアラーの疑いがある生徒に係る空知管内の関係機関との連携
- 空知教育局との連携

- 担任、養護教諭、管理職などの風通しのよい情報共有

(3) いじめへの対応

ア 生徒への対応

(ア) いじめられている生徒への対応

いじめられているという生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、ともに考える
- 活動の場等を設定し、認めて、励ます
- 周囲と良好な人間関係をつくる

(イ) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されない行為であることを伝え、毅然とした態度でいじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを理解できるよう粘り強く指導する。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられている生徒の苦痛に気づかせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は懲戒を加える

イ 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分たちでいじめ問題に気づき・解決する力を育成する。

- いじめを自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 一人ひとりの価値が認められるような集団づくりに努める

ウ 保護者への対応

(ア) いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという考えを伝え、少しでも安心してもらえるよう配慮する。

- 保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に話を聞く
- 苦痛に対して、心から理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める

(イ) いじめをしている生徒の保護者に対して

事実を確認できたら、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある
- 生徒や保護者の心情に配慮する
- 生徒の行動が変わるためには、保護者の協力が必要である

(ウ) 保護者同士が対立する場合など】

教員や外部関係機関と連携し、関係調整に努める。

- 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む

- 場合により管理職が率先して対応する
- 教育委員会や外部関係機関と連携し、解決を目指す

(4) ネットいじめへの対応

ネットいじめはインターネット上の掲示板などを利用して誹謗中傷などを行うことの総称である。具体的には、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったメール、ブログ、プロフィールサイト、匿名の掲示板、LINEなどのコミュニケーション用アプリケーション、SNSなどを利用し、特定の人物を中傷する情報を書き込み、個人情報や写真、動画などを本人に無許可で公開するなどの物理的・心理的攻撃が加えられ、被害者が精神的苦痛を感じていることである。

そこでプライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を実践する。

イ ネットいじめの予防

(ア) 保護者への啓発

- ネット上のいじめについての子どもとの話合い
- 家庭での携帯電話の利用に関するルールづくり
- フィルタリングや迷惑メール受信拒否の徹底
- 保護者による見守り

(イ) 情報モラル教育の充実

- ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動
- ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動,
- 知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動
- トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動
- 自尊心や人権を尊重する言葉遣いや態度について考えさせる学習活動
- 情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動
- 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

(ロ) 「ネット安全教室」の実施

- 十分な知識を持ち、最新情報にも詳しいプロの事業者の協力
- 生徒だけでなく、教職員や保護者も参加して学ぶ機会とする

ウ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

(イ) 不当な書き込みへの対応

- 書き込み内容の確認
- 掲示板等の管理者や、プロバイダへの削除依頼
- ネットに強い弁護士、警察や法務局などへの相談

(ウ) 被害生徒への対応

- 被害生徒の立場に寄り添った支援やきめ細かなケア
- 教育相談体制の充実
- スクールカウンセラー等の協力要請

(エ) 加害生徒への対応

- ネットいじめが起こった背景や事情に関する綿密な調査
- 決して許されないものであることを認識させる粘り強い指導
- 加害生徒に対するケア

(オ) 全校生徒への対応

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許されないこと
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること
- 書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること
- 掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること
- インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することができること
- 日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないように指導の充実を図ること
- 誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するよう指導すること

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を図った場合
- 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

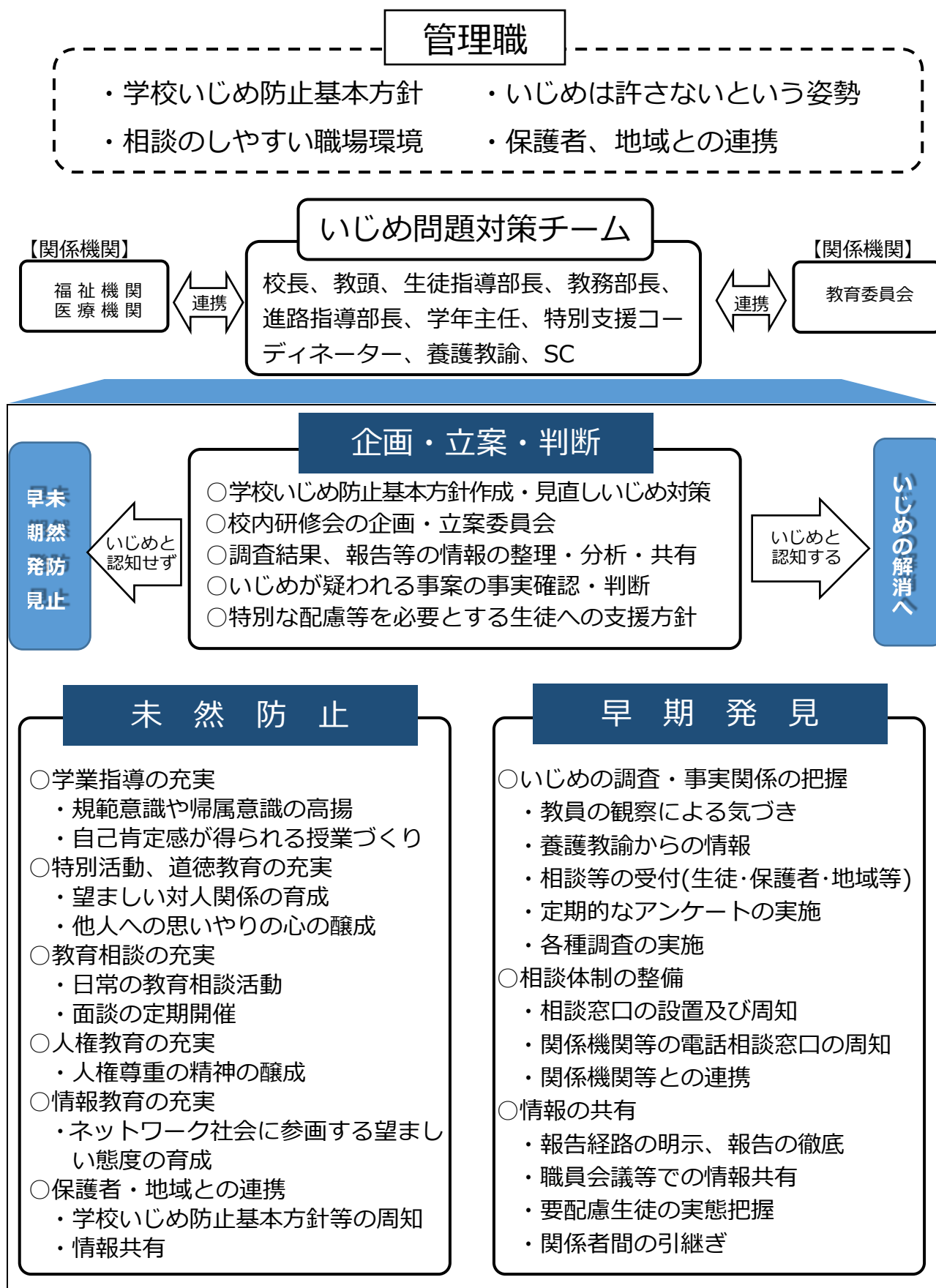
イ 生徒が相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度を超える場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

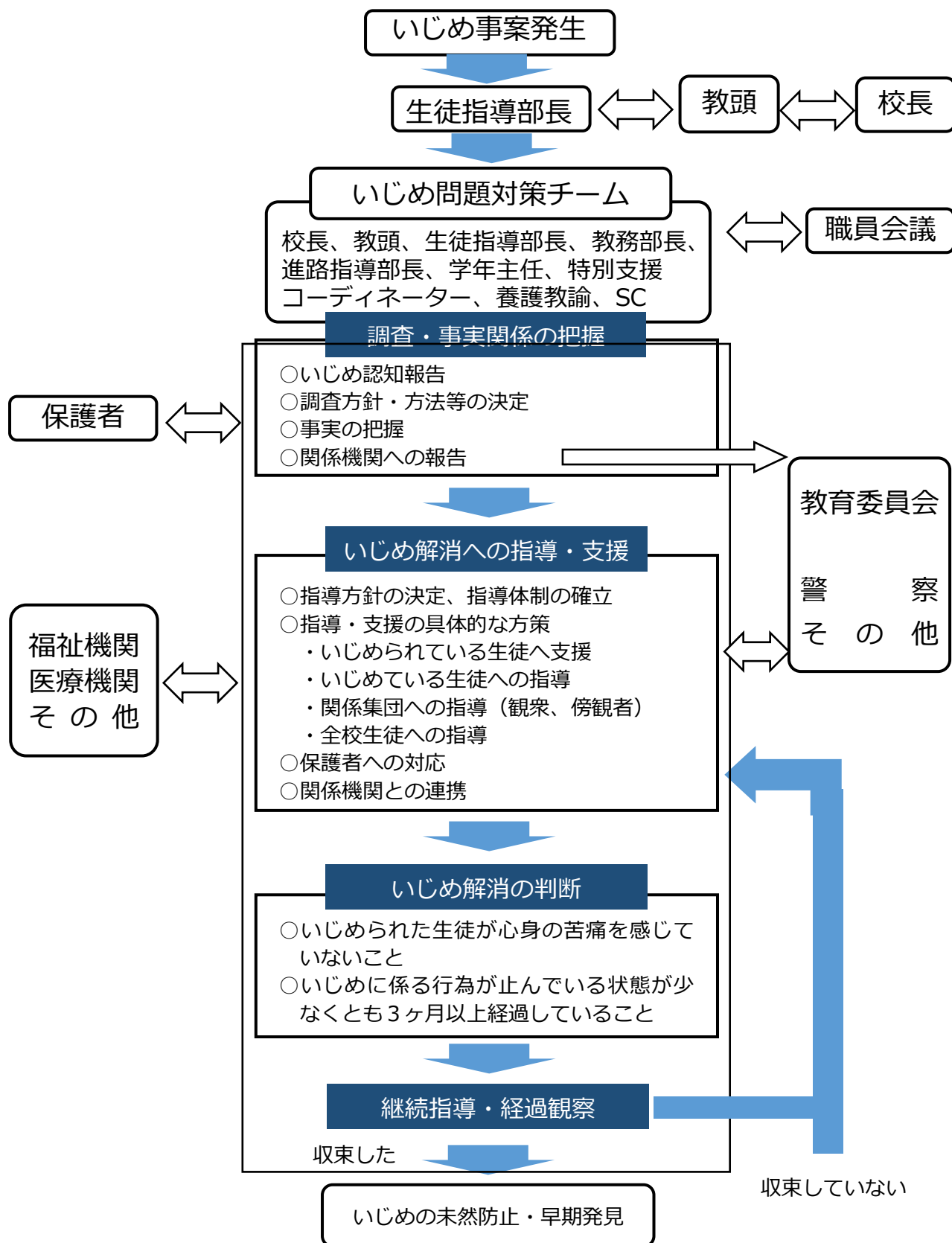
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委へ報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、その解決にあたる。

いじめの未然防止及び早期発見の体制



いじめの事案発生から解消への体制（重大事態の対応含む）



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言えない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と違う座席に座っている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらされる ☐ 昼食を自分の教室で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが、表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりする ☐ 一人で掃除をしている
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ 特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名（呼び名）が聞こえる ☐ 席替えなどで、近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる